

議案第 20 号

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

木古内町介護保険条例（平成 12 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 5 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例

木古内町介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号及び第2号中「5名」を「3名以内」に改め、同項第3号中「3名」を「3名以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。